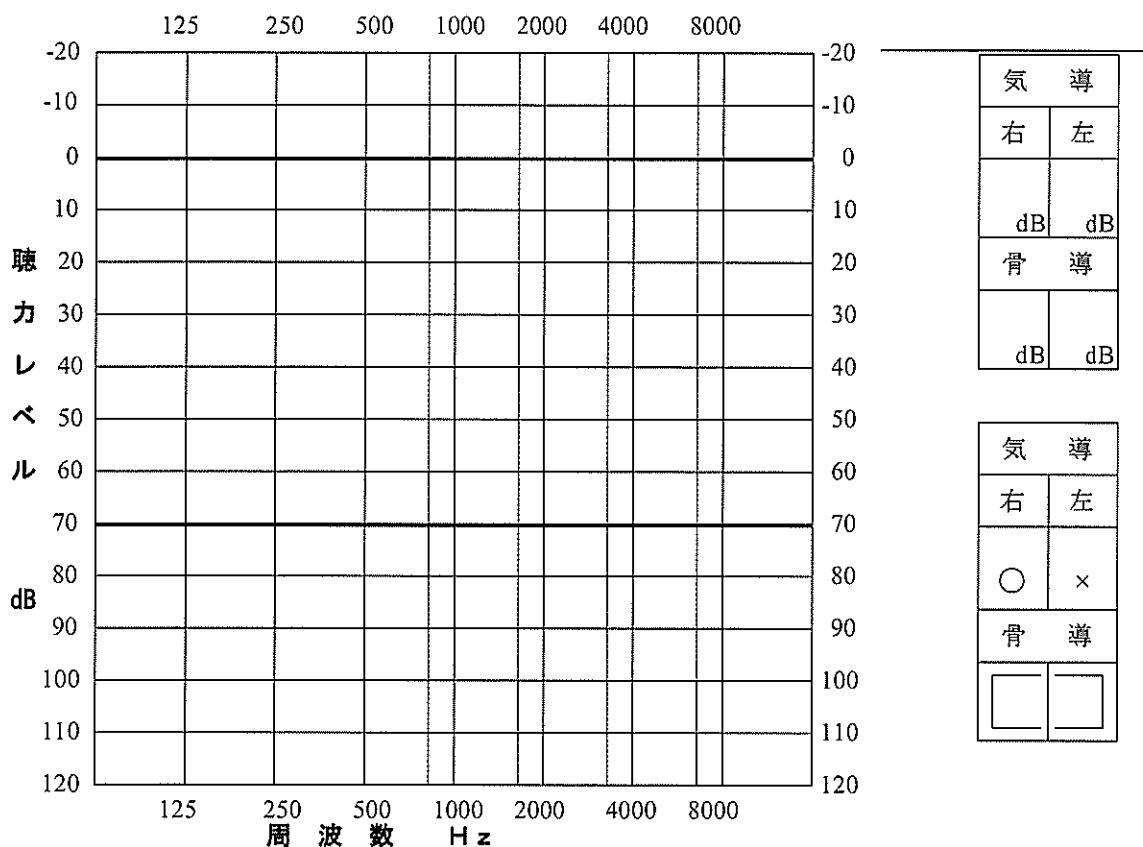


様式第6号(3)

医学的意見書 (聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害用)					
氏名			年	月	日生
住 所	埼玉県	郡 市	町 村		
① 障害名					
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他()				
③ 疾病・外傷発生年月日	右 年	年	月 月	日・場所	日・場所
④ 参考となる経過・現症					
障害固定又は障害確定(推定)	右 左	年 年	月 月	日 日	
⑤ 障害認定所見	障害程度(級相当) 〔軽度化による将来再認定 要・不要 (再認定の時期 年 月後)〕				
⑥ その他参考となる合併症状					
医療	区分	一般・更生・育成	期間	入院	日間・通院
	事前検査 ・ 具体的方針 ・ 効果				
補装具	新 ・ 再 ・ 修	名称 ・ 処方 ・ 効果	補聴器・イヤモールド		
所見	医療機関名 所在地 診療担当科 医師名				
	年	月	日		

身体の状況および所見

オージオメーターの型式



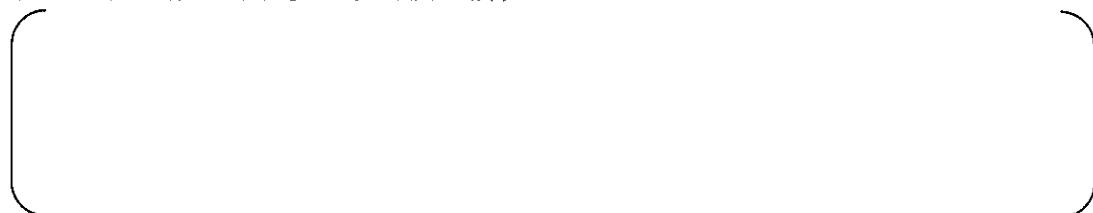
- 1 聴力 右 dB 左 dB
 (1) 単語による語音明瞭度 (右 % 左 % 両耳 %)
 (2) 話・言葉による了解度

		右	左
大 声	耳介に接して	了・非	了・非
話 声	〃	了・非	了・非
話 声	40 cm離れて	了・非	了・非

- 2 「平衡機能障害」の状態及び所見



- 3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見



4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

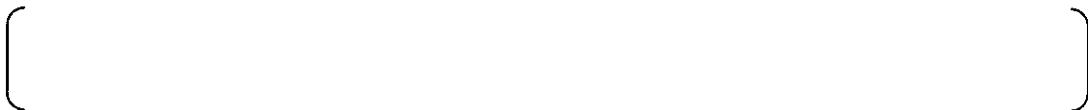
(1) 障害の程度及び検査所見（該当する障害の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。）

- そしゃく・嚥下機能の障害→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
- 咬合異常によるそしゃく機能の障害→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他



b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟 口 蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声 带：内外転運動、梨状窓の唾液貯留

○所見（上記の枠内の観察点から、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）



イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

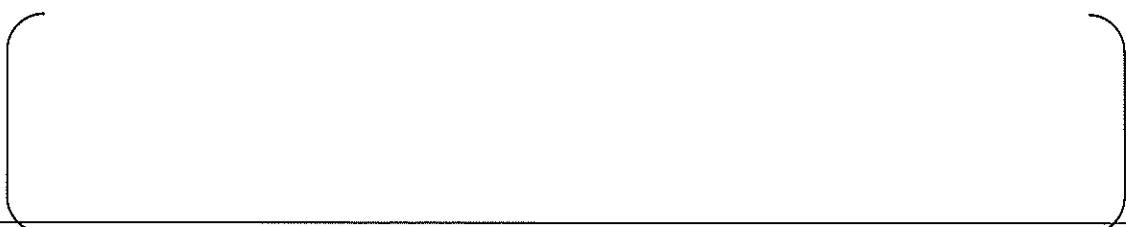
○観察・検査の方法

エックス線検査 ()

内視鏡検査 ()

その他の ()

○所見（上記の枠内の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）



② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

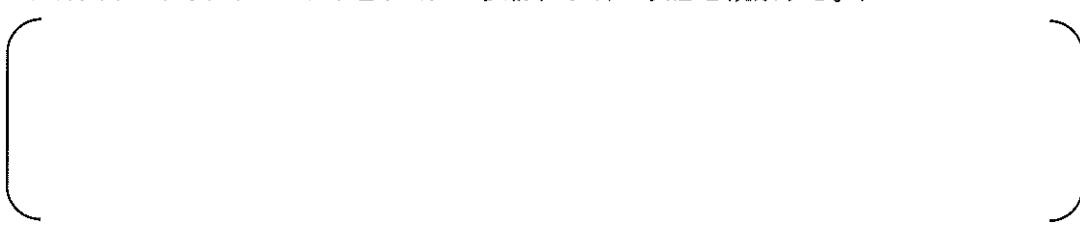
a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他



b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）



イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）



（2）その他（今後の見込み等）



（3）障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオージオメーターで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa・b・c

とした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a・b・cのうちいずれか1又は2におい

て100dBの音が聴取できない場合は、該当dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断をする症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)の提出を求めるものとすること。

(3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。